

# 前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について（議案第9号）

職員課・経営企画課

## 1 改正の理由

- (1) 国の職員等に準じ、本市一般職の職員、一般職の任期付職員及び企業職員の給与を改める。
- (2) 「監」の職務の級を明確にするため、所要の改正を行う。

## 2 主な内容

### (1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

#### ア 一般職の職員の給料表の改正

行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表を改める。

行政職給料表適用者の場合（平均給料月額）

現 行	改 正 案	改 定 幅	改 定 率
341, 357円	352, 108円	10, 751円	3. 15%

#### イ 一般職の職員の期末・勤勉手当の改正

##### (ア) 第1条関係

令和7年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分		現 行	第1条関係 改 正 案	改 定 幅
一 般 職 員	期末手当	1.25月	1.275月	0.025月
	勤勉手当	1.05月	1.075月	0.025月
特 定 幹 部 職 員	期末手当	1.05月	1.075月	0.025月
	勤勉手当	1.25月	1.275月	0.025月

##### (イ) 第2条関係

a 令和8年度以降の6月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区分		現行	第2条関係 改正案	改定幅
一般職員	期末手当	1.25月	1.2625月	0.0125月
	勤勉手当	1.05月	1.0625月	0.0125月
特定幹部職員	期末手当	1.05月	1.0625月	0.0125月
	勤勉手当	1.25月	1.2625月	0.0125月

b 令和8年度以降の12月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区分		第1条関係 改正後	第2条関係 改正案	改定幅
一般職員	期末手当	1.275月	1.2625月	△0.0125月
	勤勉手当	1.075月	1.0625月	△0.0125月
特定幹部職員	期末手当	1.075月	1.0625月	△0.0125月
	勤勉手当	1.275月	1.2625月	△0.0125月

#### ウ 初任給調整手当の改正

##### (ア) 第1条関係

医療職給料表の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の支給月額の限度を41万7,600円（現行41万6,600円）に引き上げる。

##### (イ) 第2条関係

従来の初任給調整手当を第1種初任給調整手当とし、地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当として新たに第2種初任給調整手当を設ける。

#### エ 地域手当の改正

地域手当の支給割合を100分の4（現行100分の3）に引き上げる。

#### オ 通勤手当の改正

##### (ア) 第1条関係

交通用具使用者に支給する1か月当たりの通勤手当の限度額を3万8,700円（現行2万4,400円）に引き上げる。

※ 市規則を改正し、通勤距離の区分ごとに定めている手当額を引き上げる

とともに、当該区分の上限を「40km以上」から「60km以上」に引き上げる予定

(イ) 第2条関係

- a 交通用具使用者に支給する1か月当たりの通勤手当の限度額を6万6,400円（第1条関係改正後3万8,700円）に引き上げる。

※ 市規則を改正し、通勤距離の区分の上限を「60km以上」から「100km以上」に引き上げる予定

- b 新たに駐車場等の利用に係る通勤手当を支給することとし、その1か月当たりの限度額を5,000円とする。

カ 宿日直手当の改正

常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する宿日直手当の支給月額の限度を2万3,500円（現行2万2,000円）に引き上げる。

キ 「監」の職務を行政職給料表級別職務分類表の9級に分類する。

(2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

ア 特定任期付職員の給料表の改正

(給料月額)

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	392,000円	405,000円	13,000円
2	440,000円	455,000円	15,000円
3	492,000円	508,000円	16,000円
4	555,000円	574,000円	19,000円
5	634,000円	655,000円	21,000円
6	740,000円	765,000円	25,000円
7	864,000円	893,000円	29,000円

イ 特定任期付職員の期末・勤勉手当の改正

(ア) 第3条関係

令和7年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分	現 行	第3条関係 改 正 案	改 定 幅

期末手当	0.95月	0.975月	0.025月
勤勉手当	0.875月	0.9月	0.025月

(イ) 第4条関係

- a 令和8年度以降の6月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区分	現 行	第4条関係 改 正 案	改 定 幅
期末手当	0.95月	0.9625月	0.0125月
勤勉手当	0.875月	0.8875月	0.0125月

- b 令和8年度以降の12月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区分	第3条関係 改 正 後	第4条関係 改 正 案	改 定 幅
期末手当	0.975月	0.9625月	△0.0125月
勤勉手当	0.9月	0.8875月	△0.0125月

(3) 前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係

従来の初任給調整手当を第1種初任給調整手当とし、新たに第2種初任給調整手当を設ける。

### 3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日（ただし、2の(1)のイの(イ)、ウの(イ)、エ、オの(イ)及びキ、(2)のイの(イ)並びに(3)については、令和8年4月1日）

(2) 遷及適用日

2の(1)のア、ウの(ア)、オの(ア)及びカ並びに(2)のア 令和7年4月1日

2の(1)のイの(ア)及び(2)のイの(ア) 令和7年12月1日

#### 4 附則で改正する条例

- (1) 前橋市職員の高齢者部分休業に関する条例
- (2) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例